

平成29年度

世田谷区高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

1. 対象者

次の対象者条件①または②に該当する方が接種対象者となります。

対象者条件①

平成29年12月31日までに満65歳以上になる方
(64歳の方は、65歳の誕生日の前日から接種することができます。)

対象者条件②

平成29年12月31日現在、満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫の機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方

⇒対象者条件②に該当する方で接種をご希望の場合は、平成29年10月1日以降に世田谷保健所感染症対策課にお申し込みください。

2. 接種期間

平成29年10月1日(日)～平成30年1月31日(水)

※流行の時期と接種の効果(3ページ参照)から早めの接種をお勧めします。

3. 自己負担額

2,500円

接種を受けた方は、医療機関に自己負担額2,500円をお支払いください。

生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、自己負担はありません。(予診票の「備考」欄に無料と表示されています。)

生活保護受給中で、予診票の「備考」欄に無料の表示がない方は、世田谷保健所感染症対策課にご連絡ください。

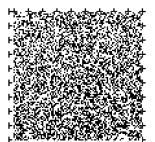
4. 接種を受けることができる医療機関

(1) 指定医療機関で接種する方へ

同封の「世田谷区指定医療機関一覧表」を含む都内23区・狛江市・調布市・三鷹市の指定医療機関で、接種を受けることができます。

世田谷区以外の都内22区・狛江市・調布市・三鷹市の指定医療機関については、所在地の保健所、区役所または市役所にお問い合わせください。

接種の際は、事前に医療機関に接種日やワクチンの在庫などをご確認のうえ、同封の「予診票」に必要事項を記入して、医療機関へお持ちください。



(2) 指定医療機関以外で接種する方へ

入院、高齢者施設への入所などの理由で、世田谷区を含む都内23区・狛江市・調布市・三鷹市の指定医療機関で接種することができない方は、世田谷区長が発行する接種依頼書(※)の申請をしてください。

下記の事項をお読みいただき、世田谷保健所感染症対策課に、接種予定日の2週間前までにご連絡ください。

①接種依頼書の発行について

ご連絡いただく際は、事前に下記の3点を、医療機関・高齢者施設などが所在する区市町村の予防接種担当にご確認ください。

- (ア) 依頼書のあて名(例：市長、医院長、施設長など)
- (イ) 依頼書による世田谷区民に対しての費用助成の有無
- (ウ) 依頼書の送付先(住所、電話番号)

※接種依頼書とは

予防接種法の定めにより、世田谷区長から接種をする施設のある区市町村長、医院長または施設長に対して、世田谷区民への接種を依頼する文書です。

予防接種により健康被害が生じた場合に、世田谷区が健康被害救済のための措置を講じることを明らかにするために必要です。

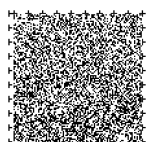
②接種費用の助成について

区より接種依頼書(助成申請書類を同封)を発行しますので、これを医療機関や高齢者施設などに提出し、接種を受けてください。接種費用は、いったん全額をお支払いいただき、その後、領収書、助成申請書などの必要書類を世田谷区にご提出ください。

自己負担額2,500円を超える部分について、2,694円を上限に助成します。

生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、接種費用のうち、5,194円を上限に助成します。

申請書類を審査の上、助成金の交付が決定した場合は、ご指定の金融機関口座に振り込みます。



5. インフルエンザと予防接種について

(1) インフルエンザとは

インフルエンザは38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が強く、のどの痛み、咳、鼻汁などの、かぜ症状もみられます。更に、気管支炎、肺炎を併発し、重症化することがあります。

例年12月下旬から3月上旬を中心に流行します。

(2) 接種の効果

インフルエンザの発症や重症化を予防することが期待できます。効果が現れるまでに約2週間かかり、約5か月間その効果が持続するとされています。

6. 副反応について

接種部分では、赤くなる、腫れ、痛み、しこり、熱感、しびれ感など、全身性の反応では、発熱、寒気、頭痛、関節痛、だるさ、めまい、吐き気などがみられることもあります。通常は2～3日で治ります。

そのほかに稀ですが、けいれん、運動障害、意識障害、ショック、じんましん、呼吸困難が現れることもあります。ひどい副反応がみられたら、速やかに医師の診察を受けてください。

7. 接種前の注意

(1) 一般的注意

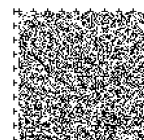
予防接種は、ご本人が希望する場合に限ります。ご本人が予診票に署名できない場合や、ご本人の意思確認が困難な場合は、家族や医師、看護師の協力を得て、慎重に確認してください。

予診票は、接種医師にとって、接種を受ける方の接種の可否を判断する大切な情報です。責任を持って記入し、正しい情報を接種医師に伝えてください。

インフルエンザ予防接種の前に、生ワクチンを接種している場合は27日以上、不活化ワクチンを接種している場合は6日以上の間隔をあけて、接種を受けてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方（体温37.5度以上）
- ② 重い急性の病気にかかっていることが明らかな方
- ③ ワクチンの成分（卵など）によってアナフィラキシーショック（接種後約30分以内に起こる呼吸困難、じんましんなどのひどいアレルギー反応）を起こしたことが明らかな方
- ④ 予防接種を行うことが不適當な状態であると医師に判断された方



- (3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方
- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患があることが明らかな方
 - ② 予防接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
 - ③ 過去にけいれんを起こしたことがある方
 - ④ 免疫不全の診断を受けている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

8. 接種後の注意

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは、24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調の変化に注意しましょう。
- (3) 入浴はできますが、注射した部位を強くこするのはやめましょう。また、激しい運動や飲酒は避けましょう。

9. 予防接種による健康被害救済制度について

インフルエンザ予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当などの給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種による健康被害と認定された場合は、救済を受けることができます。

【お問い合わせ先】

世田谷保健所感染症対策課 電話 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022

再生紙を使用しています

